

請負工事等契約および変更内容

課 名 市民課
担当業務 市民係

契 約 名	独松山霊苑急傾斜地崩壊対策工事関連(残土処理場)整備工事		
施 行 場 所	安来市伯太町 西母里	概要 走路整備 伐採	一式 一式
種別及び概要	種別 一般土木工事		
随意契約の理由	本工事は、独松山霊苑急傾斜地崩壊対策工事に伴い、残土受入れ地である西母里残土処理場において、場内整備(走路整備及び事前伐採)を実施するものである。 当該工事の進捗に合わせて事前に施工する必要があることから、残土搬出に係る工程調整等を一体的に行うことにより、工期の短縮及び諸経費の節減が図られる。 また、積算に当たっては、既発注済みの独松山霊苑急傾斜地崩壊対策工事と密接に関連する工事であることから、諸経費調整を行うものとする。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、(有)米原組と随意契約をするもの。		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	安来市矢田町8番地 (有)米原組 代表取締役 米原 建	
契 約 金 額	3,718,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 令和8年10月16日

第 1 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工 期	変更前 -	変更後 -

第 2 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工 期	変更前	変更後

第 3 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工 期	変更前	変更後